

寒河江市告示第22号

寒河江市まちづくり寄附金に係る指定納付受託者の指定内容の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第4項及び寒河江市財務規則（昭和46年市規則第9号）第34条の5第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月18日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 指定納付受託者の名称及び所在地

変更前	名称	所在地
	株式会社トラストバンク	東京都渋谷区二丁目24番12号
変更後	名称	所在地
	株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 変更年月日

令和6年1月16日